

なさん一年間お疲れ様でした。今月は年度の締めくくりになる分会総会が全分会で開会されます。組合に対する意見や要望など、普段の集まりではなかなか言えないことを、総会の場に参加してぜひ発言してみましょう。

また、一月から三月までを「春一番拡大月間」と位置付け、組合の魅力を未加入者に伝えながら、仲間を増やす行動をおこなってきました。チラシのポスティングや、仲間に声を掛けなど、地道ながらも継続しておこなってきた活動が、後半になつてようやく実を結び、三月一日時点ですで五十人の新たな仲間を迎えることができました。特に、今回は国土交通省が推進している社会保険未加入対策により元請等から保険加入を求められ、従業員を土建国保と厚生年金のセットで加入させる事業所が増加しました。

今年度最後の群会議となりました。みなさん一年間お疲れ様でした。今月は年度の締めくくりになる分会総会が全分会で開会されます。組合に対する意見や要望など、普段の集まりではなかなか言えないことを、総会の場に参加してぜひ発言してみましょう。

また、四月からは本格的な「春の拡大行動」が始まります。四月は多くの事業所で新たに雇用を増やす時期でもあります。繰り返しになりますが、事業所への声掛けを徹底しましょう。

## 今月のテーマ

# 「春一番拡大」から継続の声掛けを

# 群会議の話題

## 第346号

2013年3月7日発行  
大田区西蒲田6-17-4  
東京土建大田支部  
TEL 3731-5527  
FAX 3735-1537

HP. <http://doken-ota.jp>  
Eメール. [info@doken-ota.jp](mailto:info@doken-ota.jp)  
◎大田支部組織人員  
3月1日現在4,752人

## ◆当面の予定◆

### ★無料法律相談(予約制)

日 時 4月2日(火)午前10時  
4月17日(水)午後2時  
受 付 支部会館2階

### ★新加入者説明会 (保険証の交付)

日 時 3月27日(水)午後7時から  
会 場 支部会館4階

### ★建築相談会(予約制)

日 に ち 4月11日(木)  
時 間 午後6時から  
会 場 支部会館6階  
\*建築の専門家(設計士)  
からの助言が得られます。

### ★第58回支部定期大会兼 学習会

日 に ち 4月7日(日)  
~8日(月)  
集 合 JR蒲田駅東口  
三井住友銀行まえ  
7日(日)午前7時45分  
会 場 ホテルおかだ 箱根湯本

白抜きの日は業務休止

## どけんカレンダー

(2013年3月10日~4月20日)

日	月	火	水	木	金	土
10	11	12	13	14	15	16
3月		重税反対集会				群会議
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31	1	2	3	4	5	6
	常任執行委員会	法律相談		執行委員会		
7	8	9	10	11	12	13
	第58回支部定期大会兼 支部・分会役員学習会	常任執行委員会		新執行委員会		
14	15	16	17	18	19	20
	群会議		拡大行動日	法律相談	拡大行動日	

## 大田支部だけの独自制度シリーズ④ 診断書補助制度！

(制度発足2001年4月)

### ◎助成金額・共済・診断書料の実費

[補助要件]

組合総合共済の傷病給付申請用に病院で書類(組合の専用書類)記入を受けた文書料の実費

[添付書類]

診断書の領収書原本

[補助方法]

支部事務所窓口で、傷病見舞金申請書の提出時に添付書類と引き換えに現金を支払います

③前記①、②以外で群役員に保険証が届いていない場合。  
支部事務所の国保担当者まで連絡を入れて、保留内容を確認し要件対応の上、支部事務所で「保険証」の受け取りをしてください。  
なお、事情によっては、新たに

## 自転車保険の加入受付

☆新規申込…支部事務所で手続きを

- ・年間掛金3000円
- ・金融機関の通帳と口座印(次年度の自動更新用として)

☆すでに加入している方

- ・口座届出者は自動更新です
- ・現金加入者は新規と同じ方法です
- ・変更(住所、氏名)解約の場合は印かん持参で支部事務所まで

☆締切は、いずれも5月10日(金)

ム色)受け取りについてお知らせします。

◆保険証受け取りの流れ

①四月分までの組合費、国保料を納める

②支部集約日(三月二十一日)

に各組合員の納入状況を確認し、各分会の会計担当役員に保険証を交付。

③分会の会計担当役員から各群の役員に交付(交付方法は分会ごとに違います)

◆通常以外の受け取り

①四月分までの組合費、国保料の納入が「群会議」に間に合わなかった場合。(保険証は支部での保管になっています)

所属する群の役員に連絡の上、四月分までの組合費、国保料を群役員に納め、領収証をもらう。その後の納入が「群会議」に間に合わない場合。(保険証は支部での保管になっています)

②三月一五日以降に「保険証」の住所変更、家族の増減などの手続きをされている場合は、国保組合での手続き終了後、本人宛に直送します。

③前記①、②以外で群役員に保険証が届いていない場合。

支部事務所の国保担当者まで連絡を入れて、保留内容を確認し要件対応の上、支部事務所で「保険証」の受け取りをしてください。

◆土建国保ガイドの配布

二〇一二年度版の土建国保ガイドを各組合員に配布しますので、手順を必要とする場合もありますので、ご了承ください。

◎国保料が変わる時

組合費と同様に、通常は年齢区分が変わることに伴い、隨時変更となります。なお、三十歳への変更は、年度に一回(六月分から)の変更となります。

以上の場合は、組合費の年齢区分が変わることに伴い、随时変更となります。なお、三十歳への変更は、年度に一回(六月分から)の変更となります。

①二十歳の誕生日翌月分  
三千百円から五千百円に  
②二十五歳の誕生日翌月分  
五千百円から五千七百円に

## 新・保険証の交付 所属分会の群役員に確認を

二〇一二年度の保険証(クリーミー色)を受け取りについてお知らせします。

とに違います)

④各群の役員を通じて(交付方法については群ごとで違います)

受け取ることになります。

以上①から④が通常の流れとなります。

### 大田支部・設計士の会主催 組合員に仕事のアドバイス! 『建築相談会』の案内

「大田区の助成制度を利用したいが申請できるのだろうか」など建築関係全般で悩んでいる方は、支部設計士の会が毎月定例で相談会を開催していますので、気軽にお申し込みください。

\* \* \*

[日 時] 4月11日(木) 午後6時~  
[場 所] 支部会館・6階会議室  
[費 用] 無料(相談会内)  
※事前予約制

\*問合せ・支部設計士の会

## 組合費・国保料の変更案内

※③、④、⑤とも土建国保加入者の組合員本人、扶養家族が対象となります。

③四十歳の誕生日の分  
介護保険料二千四百円が発生  
④、六十五歳の誕生日の分  
介護保険料二千四百円が消滅  
⑤また、七十五歳の誕生日から「後期高齢者医療制度」に移行となるため、国保料の請求がなくなります